

郵送による消防用設備等の点検を受け付けます

事業者等が消防署の窓口まで来訪し、報告書を提出することに伴う負担削減を図る観点から、消防用設備等点検結果報告書（以下「報告書」という。）を郵送により届け出ることを可能としています。

【郵送による報告の方法】

(1) 点検結果報告書（正本）

- ※ 届出者の記載漏れや必要書類の添付漏れ等がないように確認をしてください。
- ※ 報告書の内容について確認するため消防署から連絡する場合がありますので、報告書別記様式第1の電話番号欄には、報告に関して対応可能な方の連絡先を記入してください。

(2) 点検結果報告書（副本）希望部数

- ※ 消防署において受付印を押印した点検結果報告書の返信を希望する場合に必要です。
- ※ 正本と同じ内容が記載されていることを確認してください。

(3) 副本返信用封筒1通

- ※ 消防署による受付印を押印した点検結果報告書の返信を希望する場合に必要です。
- ※ 副本の重さや大きさに応じた返信に必要な料金分の切手を貼付してください。
封筒の大きさ、重さによって料金が異なりますのでご注意ください。
- ※ 予め宛名をご記入ください。

2 返信時期

副本の返信を希望される場合は、受付後、概ね1～2週間程度で返信します。

- ※ 郵送件数の多寡により、返信時期が遅れることがあります。

【留意事項】

- 1 郵送による報告は、持参による報告と比べると、不明な点をその場で確認できない

め、受付や返送の手続きに時間を要する場合がありますので、発送は余裕を持って行ってください。

- 2 郵送方法については任意ですが、消防機関に郵送物が届かない場合、消防機関では責任を負いかねますのでご了承ください。郵送事故等による書類の紛失を防止するため、簡易書留等の配達記録が残る方法で行っていただくことを推奨します。
- 3 点検結果報告書に記載漏れや添付漏れがある場合は、必要な要件を具備するよう求めるとともに、改めて送付するか、直接報告に来るように指導する場合があります。また、副本の返信を希望する場合、返信用封筒がない場合や必要な料金分の切手が貼付されていない場合は、返信ができません。これらに該当する場合は、改めて返信用の封筒を郵送していただくか、受付窓口へお越しいただく等の対応が必要となりますので、以下の事項を改めて確認してください。

(1) 点検結果報告書に記載漏れはないですか（以下の内容は特に注意してください。）。

- ・届出日
- ・届出者の押印
- ・防火管理者欄（防火管理者が選任されている場合に限る。）及び立会者欄（点検に立ち会った者がいる場合に限る。）

(2) 点検結果報告書に必要な書類の添付漏れはないですか（下記点検票は特に注意してください）。

- ・点検票別記様式第 23（非常電源専用受電設備）
- ・点検票別記様式第 26（配線）

(3) 副本の返信を希望する場合は、正本と同じ内容のものを希望部数用意していますか。

(4) 副本の返信を希望する場合は、返信用封筒に副本の重さや大きさに応じた必要な料金分の切手を貼り、宛名を記載していますか

・宛名は、副本を返信するために必須です。無記入、誤記入等が無いよう、今一度確認して下さい。

【送付先】

各消防署の管轄区域により、送付先が異なりますので下記表をご確認ください。
不明な点は、管轄の消防署・分署にお問い合わせください。

川越北消防署・電話049-226-7290				
住所：川越市神明町48番地4				
石原町1～2丁目	今成1～4丁目	大手町	御成町	喜多町
久保町	郭町1～2丁目	小仙波町1～3丁目	幸町	三久保町
三光町	志多町	城下町	新富町1丁目	神明町
末広町1～3丁目	田町	月吉町	問屋町	仲町
中原町1～2丁目	西小仙波町1丁目	氷川町	松江町1～2丁目	宮下町1～2丁目
宮元町	元町1～2丁目	連雀町	六軒町1～2丁目	川越
寺井	東明寺	野田	松郷	芳野台1～3丁目
伊佐沼	石田本郷	上老袋	鴨田	北田島
鹿飼	菅間	中老袋	谷中	大中居
小中居	下老袋	高島	東本宿	古谷上
古谷本郷	八ツ島	泉町	並木新町	並木西町
藤木町	今泉	牛子	萱沼	木野目
久下戸	渋井	並木	古市場	南田島
石田	上寺山	寺山	府川	福田
山田				
川越中央消防署・電話049-242-2365				
住所：川越市新宿町2丁目14番地7				
旭町1～3丁目	新宿町1～6丁目	上野田町	岸町1～3丁目	広栄町
小仙波町4～5丁目	新富町2丁目	菅原町	仙波町1～4丁目	通町

西小仙波町2丁目	野田町1～2丁目	東田町	富士見町	南通町
脇田町	脇田新町	脇田本町	新宿	小ヶ谷
大仙波	大仙波新田	岸	小仙波	小室
稲荷町	熊野町	清水町	砂新田1～6丁目	諏訪町
藤原町	扇河岸	上新河岸	下新河岸	砂
砂新田	寺尾	藤間	中福東	今福
上松原	下赤坂	下松原	砂久保	中福
大塚新田	寿町1～2丁目	豊田町1～3丁目	日東町	南大塚1～3丁目
南台1～3丁目	むさし野	四都野台	※青柳の一部	池辺
大袋新田	大袋	豊田新田	豊田本	藤倉
増方	南大塚	山城	大塚新町	野田
かし野台1～2丁目	中台南1～3丁目	大塚1～2丁目	中台1～3丁目	大塚1～2丁目
むさし野南	中台元町1～2丁目			
川越西消防署・電話049-231-2066 住所：川越市伊勢原町5丁目3番地				
上戸新町	広谷新町	吉田新町1～3丁目	天沼新田	上戸
※上広谷の一部	鯨井	鯨井新田	小堤	栄
下小坂	下広谷	竹野	平塚	平塚新田
富士見	吉田	伊勢原町1～5丁目	霞ヶ関北1～6丁目	霞ヶ関東1～5丁目
かすみ野1～3丁目	かわつる三芳野	川鶴1～3丁目	的場1～2丁目	的場北1～2丁目
的場新町	安比奈新田	笠幡	的場	
川島消防署・電話049-297-1891 住所：川島町平沼888番地				
川島町全域				

※印については、管轄の消防署に確認後、届出をしてください。

【報告様式等】

リンク先：総務省消防庁 <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-1.html>